

今回のテーマ

中小企業のデット・エクイティ・スワップ

デット・エクイティ・スワップ この舌を噛みそうな言葉も大分お馴染みとなりました。デット(負債)とエクイティ(株式)をスワップ(交換)すること(=債務株式化)によって債務削減と資本増強を同時に達成する手法を云いますが、この手法は企業再生再建には当り前の手法となりつつあります。今週も、西武百貨店再建に大手銀行が債権放棄とデット・エクイティ・スワップを組み合わせて支援するというニュースが流れました。西武の他にも経営不振大手企業再建の過程でこのデット・エクイティ・スワップが必ずと云ってよいほど出てきています。これは中小企業にも使える手法なのでしょうか。

常識的に云って、銀行が中小企業に対しデット・エクイティ・スワップに応じてくれる可能性はゼロといって良いでしょう。中小企業の社長が銀行に行って「うちの株式と銀行からの借入金とを交換してくれ」等と云い出せば、「何を言ってるんだ」と一笑に付されるがおちです。近い将来株式公開等を計画する企業ならいざ知らず、極く普通の中小企業には無理です。従って、中小企業のデット・エクイティ・スワップは銀行借入金を除いた債務を対象とするしかありません。

可能性があるものとして(親密先からの)仕入債務と役員借入金と考えられますが、最も簡単にできるのはやはり「社長借入金(及びそれに準ずる家族役員借入金)」でしょう。これだったら社長の意思ひとつで実行可能です。

社長の借入金を現物出資するメリットは、自己資本比率が上昇し銀行評価が上がる、貸付金の自社株化によって相続対策にもなる、ことが考えられます。社長借入金をそのまま放置しておいても返済が見込めないならば、何らかの対策を打った方が賢明です。

社長借入金対策としては、一般的に
(1) 債権放棄を行う(赤字補填原資)
(2) 役員報酬引下げ原資とする
(3) 現物出資し、資本増強を行う。
の3つが考えられます。そのどれを選択するのか、あるいはそのまま放置しておくのかは会社が置

かれた状況によって異なると思いますが、社長借入金が多い先、あるいは増えている先は放置して置いて良いとは思えません。

社長借入金の現物出資(実質的デット・エクイティ・スワップ)については、商法解釈上疑義がありました。今は資本組入れ可能とされています。ただ実施の前に検討しておかなければならない点が3つあります。

一つは、借入金の特定です。「何時発生の幾らの金銭債権」というように確定させることが必要です。煩雑に出入りがあるような借入金は、一旦全額返済再借入するなどして特定しやすいようにすることが必要です。

更に、条件によっては「検査役の調査」と呼ばれるものを受ける必要があります。検査役は裁判所が選任するもので「何だか面倒だな」という思いが先に立ってしまうでしょう。但し、現物出資者に与える株式総数が1/10以下、且つ新株発行数が1/5以下である、現物出資価額が500万円以下、のいずれかを満たす場合、検査役の調査が省略されます。この規定に従って、500万円を超える現物出資を行う場合、何回かに分けて行う中小企業もあるようです。

もう一つ注意しなければならない点は、税務の問題です。社長借入の現物出資自体は法人に課税問題は生じません。しかし、資本金が増えることとなりますので、増資後の資本金額によっては交際費課税や中小法人への課税の特例に変化が生じる可能性があります。この辺も検討を加える必要があるでしょう。

更に、株主構成に変化が生じることから株主に税務問題が発生することも考えられます。通常、現物出資のような手法で増資を行う中小企業は、その株式評価は高くありませんので課税問題を心配しなくてよいと思います。基本的にはその会社の時価で増資を行えば税務問題(みなし贈与税)は避けられます。しかし、一応、株主の税務問題も検討した方が良いでしょう。

社長借入金 これを資本金に組み入れて自己資本充実に取り組む必要のある中小企業は少なくないのではないのでしょうか。